

第 34 期東京都青少年問題協議会

第 3 回若年支援部会

令和 6 年 9 月 17 日（火）

都庁第一本庁舎 34 階

34A 会議室

午後 1 時 30 分開会

○山本若年支援課長 定刻となりましたので、ただいまから、東京都青少年問題協議会第 3 回専門部会・若年支援部会を開会いたします。

本専門部会は、東京都青少年問題協議会総会の運営規程に準じ、原則公開となっております。議事録につきましても同様の扱いとなりますので、御承知おき願います。

次に、資料の確認をいたします。

タブレットに、今回の資料が入ってございまして、画面をスライドしていただきますと、次の資料が出てきます。

まず、スライドの 1 枚目が「次第」でございまして。

そして、スライドの 2 枚目から 4 枚目が、「資料 1 若者部会における審議経過」でございまして。

そのあとの、スライドの 5 枚目から 135 枚目が、「資料 2 東京都子供・若者計画（第 2 期）」でございまして。

続きまして、スライドの 136 枚目から 181 枚目までが、資料 3 といたしまして、「東京都子供・若者計画（第 2 期）」の進捗状況調査票でございまして。

続きまして、スライドの 182 枚目から 204 枚目までが、資料 4 といたしまして、各種の統計データでございまして。

また、スライドの 205 枚目が、「資料 5 若年支援部会名簿」でございまして。

最後に、参考資料が 2 つございまして。

スライドの 206 枚目と 207 枚目が「こども大綱に記載のある主なトピック」でして、スライドの 208 枚目以降が「こども大綱（抜粋）」となっております。

資料は計 8 点となっておりますが、皆様、御確認いただけましたでしょうか。

それでは、このあとの進行は、土井部会長にお願いしたいと存じます。土井部会長、

よろしくお願いいたします。

○土井部会長 よろしくお願ひします。

本日もお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。早速、議事を進行していきたいと思ひます。

本日は、まず「若者部会における審議経過について」を御報告いただき、そのあとに、審議事項として、「基本方針Ⅰ」と「基本方針Ⅲ」を御審議いただきます。

それでは、次第の「2 若者部会における審議経過について」、オンラインで御参加されている若者部会の土肥部会長より、御報告をよろしくお願いいたします。

○土肥若者部会長 若者部会の部会長を仰せつかっております土肥です。こちらの都合でオンラインになってしまい、申しわけありません。

資料1に沿って、若者部会における審議経過を御説明させていただければと思ひます。

まず、資料1の1枚目を御覧ください。

若者部会の第1回及び第2回におきましては、障害、若年無業、ひきこもり、貧困、ヤングケアラー、孤独や孤立などをはじめとした、困難な状況に置かれた「若者」の声や、言語化された意見のみならず、様々な形で発する思いや願い、それらを酌み取るような仕組みについて、委員6名でアイデアを出し合いながら、審議をしておりました。

「しゃんしゃん」ではなく「かんかんがくがく」と進めてきたため、若者部会としてのまとまった内容ではございませんが、検討内容とそれに対する各委員の主な意見を御紹介できればと思ひます。

まず、困難な状況に置かれた若者から声を聴くに当たりまして、「様々な若者の声を拾う場所」はどこがよいかについて、検討してきました。

各委員からは、「聴くテーマによって、出向く場所を変えていくとよいのではないか」、「課題に応じて、様々な支援団体が運営する場所にヒアリングをしてほしい」、「例えば、京都市の若者支援総合センターのように、トラックでパンを配りながら、移動型で様々

な場所に行って意見を聴くという方法もあるかもしれない」、「都心や多摩など、場所の設定方法に地域的な観点もあるだろう」、「相談窓口でどうやって若者の声を聴くのかというのも、一つの観点として取り入れられるといい」のほか、「支援団体がそれぞれ協力・つながり合えるプラットフォーム（フォーラム型組織）をつくり、そこで協力をお願いするのはどうか」といった意見が出されました。

次に、「声の聴き方」についても検討してまいりました。

各委員からは、『意見を集めるために若者を集める』よりも『若者が集まっているところに自分たちが出向く』ことが重要」という意見が出されたほか、「若者と信頼関係ができていない支援団体と連携しながら進めていく」、「都の職員もヒアリングの場に同席することは、『こういう人たちに声を届ければいいんだ』と若者たちが分かり、非常に意義があるのではないか」、「ネットワーク会議など、何らかの形で意見の聴き方をブラッシュアップしていく考え方も必要ではないか」、「できるだけ仕事感を出さずに、スーツを着ないで私服で来てほしい」や、「例えば、その日ごとに聴くテーマを決めて居場所を開放し、当事者から雑談を通じて不満や悩みを伺う。その上で、改善方法や行政に求めることを聴くなど、身近な部分から聴いていく流れが重要」といった意見が出されました。

続きまして、資料１の２枚目を御覧ください。

次に、「支援団体にアクセスできない若者もいる」ということが議題に上りまして、SNSを活用して「オンライン上で広く声を聴く」という方法も検討してまいりました。

ただ、各委員からは、「匿名であることは重要だと思うが、SNS等で若者を集めた場合、本当に困っている都内の若者なのかということが担保できない。そうした意見を施策に反映していいのか、疑問が残る」、「困難な若者の声を聴く際、広くというアプローチをとることが本当によいのか、いま一度考えたほうがいい。もっと狭く深く拾っていく方法もあるのではないか」のほか、「例えば『訪問型のヒアリングにもっと厚みを持たせる』というやり方もあるかもしれない。深い構造が理解できないと、そこから施策に反映していくことが表層的になってしまう可能性もある」といった懸念事項が挙げられて、やや慎重な議論が進んだという状況です。

また、先ほどに関連して、「ユーチューバーの活用」についても議論してまいりましたが、各委員からは、「オンライン上のユーチューバー界限には、様々なところに若者が生息しており、それがどこなのか、なかなか見当がつかない」、「ユーチューバーは、視聴者層もかなり偏りがあると考えられ、ベストなのかは疑問」や、「YouTube の活用という選択肢は、考慮から外したほうがよいのではないか」といった少し批判的な意見が出されました。

そのため、若者との信頼関係が構築されている支援団体等と連携して進めていく形に立ち戻りましたが、「若者の声を聴くための支援団体について」は各委員から、「課題や困難性、困りごとの種別によって、しっかり網羅していくことが必要。この課題はどの団体があるのか、リサーチや紹介で網羅していく。そこに対してのスーパーバイズがあればいい」、「スーパーバイズは、就労支援やヤングケアラー、若年女性、生活困窮など、大きなカテゴリーが若者支援分野に当たるため、そのカテゴリーを代表する団体にメンバーとして入ってもらえば担保できるのではないか」のほか、「全体の方針をスーパーバイズする専門団体は確実に必要」といった意見が出されました。

最後に、資料1の3枚目を御覧ください。

実際に聴く場面をイメージすると、声を聴くためのスキルも重要ではないかと考えています。この「声を聴くためのスキル」については、各委員から、「行政側の価値観等を出さず、主義・主張も余り出さず、本当にただ話を聴ける人というのが結構大事になる。支援者だと大体そのような資質があるのではないかと思うので、何かしらそういう支援に長けたような人、ある程度きちんと意見を拾えるようなスキルがある人が聴くべき」や、「何年間か、そのような若者に関わった経験が重要。その上で、スキルを身につけてから現場に行ってもらえるような研修があったほうがいい」といった意見が出されました。

また、その下に「広報」という項目が書いてありますが、「若者が、広告などで都のこのような取組を知る機会が多いほうがよい」といった、広報の観点からの意見も出されたという状況です。

そして、さらにその下には「契約」という項目が書いてありますが、今回の取組の実施に当たり、実務上は契約を結ぶ必要であることにも踏み込みまして、「進行管理のみ

コンサルが担い、意見聴取の部分は複数の支援団体が行うスキームもあり得るのではないか。または、これをパッケージにしてもよい」という意見が出ました。

あとは、若者の声を聴くという事業自体の、公募型プロポーザル等での審査に当たって、「若者が審査員側にいる、ということもあり得るのではないか」といった意見も出されたところです。

次に、まだ議論が尽くされていないですが、「意見聴取の対価」についても意見が出されました。

これについては賛否両論がありまして、「支援団体に対してお金を出し、その代わりに声を拾いにくい若者たちから声を聴けるような座組みを支援団体がつくることや、例えば、団体の予算の中で、協力した若者にピザなどの飲食物を提供するといった工夫があってもいいのではないか」といった意見や、「交通費等の実費弁償はあってしかるべきだと思うが、民主主義の担い手を育成するという考え方にのっとったときに、変に対価が発生してしまうことに違和感がある」といった意見が出されました。

最後に、「その他」としてまとめておりますが、非常に重要なこととして、「若者支援施策の数が足りていない。今の施策に穴が多いという点を考えると、意見を聴き、どこに穴があるのかを特定することに意義がある」という意見や、「実際に『自分の意見がどう反映されたのか』というフィードバックをいかに充実させるかが重要」との意見も出されています。

以上、委員から出された主な意見をお伝えさせていただきました。

多岐にわたっていただきましたので、御理解いただけた部分とまだまだという部分がありますが、これらの意見を踏まえて、都において事業化していただきたいと考えております。審議経過についての報告は以上です。

○土井部会長 どうもありがとうございました。

今の御説明につきまして、委員の皆様から御質問等があればお願いいたします。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 今回の若者部会での審議について、確認ですが。

「今後恒常的に、若者の皆さんから意見を聴いていく仕組みづくり」に関して、第3期計画に載せるということでしょうか。

それとも、「第3期計画に反映させる施策について、若者から意見を聴く仕組みづくり」ということでしょうか。

○土井部会長 事務局、お願いします。

○山本若年支援課長 それにつきましては、両方です。

今回は、「困難を抱える若者から今後継続的にどう意見を聴いていくか、その仕組みを考えてください」ということで御検討いただきましたので、「仕組みとしてこのような意見が出されました」ということも、第3期計画に載せていきます。

そして、今回は「若者部会で若者の意見を聴いた」という側面もございます。

○土井部会長 「こういうシステムを今後つくりますよ」ということを、第3期計画に盛り込んでいいということですね。

○山本若年支援課長 そうです。

○小西委員 分かりました。ありがとうございます。

○土井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 資料1の3枚目、「意見聴取の対価」のところです。

「民主主義の担い手を育成するという考え方にのっとったとき」というのが唐突に出てきた印象があるんですが、これはどのような狙いなのでしょう。

○土井部会長 土肥若者部会長、お願いします。

○土肥若者部会長 「民主主義の担い手を育成する」という意味についてですが。

例えば、「若者の声を聴く会をやるので、一回当たり幾らかの謝金を支払います」とい

う形が考えられますが、従来のタウンミーティングやパブリックコメントなどで都政に参加する方法では、「対価が発生するから意見を言う」のではなくて「よりよい東京都をつくっていくという視点で都政に参加をする」というのが、一般的な考え方かと思います。

そういった意味で、「そもそも民主主義社会をつくっていくという点において、本当に何らかの対価が必要なのか」というような違和感が表されたと記憶しています。

○杉浦委員 ありがとうございます。

モチベーションということで、対価や実費を支払うという考えもあると思うんですが、「こういう意見も出た」程度のことだと、理解すればよろしいでしょうか。

○土肥若者部会長 その理解で大丈夫です。

○杉浦委員 分かりました。

○土井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

堀委員、お願いします。

○堀委員 資料1の1枚目、「様々な若者の声を拾う場所」のところでは。

上から3番目に、京都市の例が挙がっていますが、「トラックでパンを配りながら、移動型で様々な場所に行って意見を聴く」というのはどういうイメージなのかを教えてくださいいただけますか。

○土肥若者部会長 京都市の若者支援総合センターでは「移動型ユースセンター」というのをやられておりまして、いわゆる「フードトラック〔キッチンカー〕」をイメージしていただければと思います。

最近では「移動式あそび場」というのも、いろいろなところで広がってきているのですが、やはり場所が固定されてしまうと、来ることのできる子供・若者が限定されてしまうという意味で、移動型の支援施設をつくっていくという考え方だったかと思います。

○堀委員 そのトラックは、停まる場所を決めて回られているのでしょうか。

○土肥若者部会長 すみません。私は京都市の人間ではないので、詳細は分からないのですが、そもそも、トラックというかキッチンカーのようなものが停まれる場所は限られると思います。

例えば、公園だとか公共施設や商業施設の駐車場といったところに出向くというようなやり方もあり得るのではないかと思いますし、「移動型」については、ドイツのミュンヘンでの取組を私も視察しましたが、場所によっては、曜日もしくは月ごとに行く場所が決まっているとか、いろいろな形がありました。

ですので、やり方はいろいろと考えられるかなと思っています。

○堀委員 ありがとうございます。

○土井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

井利委員、お願いします。

○井利委員 資料1の2枚目、「オンライン上で広く聴く」のところです。

「困難な若者の声を聴く際、広くというアプローチをとることが果たしてよいのか、いま一度考えたほうがいい。もっと狭く深く拾う方法もあるのではないか」という意見は、どのような議論から出てきたのでしょうか。

○土肥若者部会長 第1回と第2回の若者部会では、困難を抱える若者たちの意見をどう聴くかということに、主眼が置かれていました。

つまり、困難な若者の声を聴く事業を、東京都の若年支援課の皆さんが今後実質的に担っていくことを考えたときに、例えば、「オンライン上で広く意見を聴く」という取組をその部署だけが担うというよりは、ほかの部署も含めて、一体となって行っていくことも検討したらいいのではないかと、という趣旨だったかと記憶しています。

つまり、「広く意見を聴かないほうがいい」ということではなくて、困難な若者の声を聴くことを目的としたときに、「広く聴くというアプローチは適切なのだろうか」という意見が出されたということです。

○井利委員 ありがとうございます。

もう一つ質問ですが、資料1の最後の「その他」に、自分たちの言ったことがどう反映されたのかのフィードバックが非常に重要とありましたが、そのフィードバックをする人は誰なのか、都の職員なのか、そこら辺はどういう想定でしょうか。

○土井部会長 事務局、お願いします。

○山本若年支援課長 東京都の事業ですので、フィードバックを行うのは都になります。

ただ、実際にどういった形でフィードバックをするのか、都の職員が出向いてフィードバックするのかといったような、具体的な議論はされていません。「フィードバックが重要だ」ということです。

○井利委員 都のどこの課や部署が行くのかといったことも、まだ決まっていない状況ですか。

○山本若年支援課長 「ヒアリングするときは、若年支援課の職員が一緒に行ったほうがいい」という議論はございましたが、「都の職員が出向いてフィードバックをする」というような話はまだ出ていないです。

どういった形でフィードバックをしていくのか、お手紙の形にするのか、ほかの形にするのかというのも、まだです。

○井利委員 これからということですね。

○山本若年支援課長 そうです。

○井利委員 「その他」のところは、とても重要だと思います。ありがとうございます。

○土井部会長 今回は、「困難を抱えた子供・若者の声を聴く」を前提に議論をされていたんですね。

一般の場合ですと、例えば、私も報道で知りましたが「鳥取市こども未来会議」というのがありまして、多分「こども大綱」を踏まえてだと思いますが、市議会に先立って子供たちが市議会議場で意見表明をして、それに対して市長が答えるということをされ

ているそうです。

これは、じかにフィードバックをしているわけですね。

子供たちが「私はこう思う」と意見をいっぱい出して、市長が答えているのを見ましたが、こういう場を設定すれば、そこでじかにフィードバックができると思いますが、出向く形だと多分何らかのシステムをつくらないといけないですね。

ほかにはいかがでしょうか。

新保委員、お願いします。

○新保委員 意見を聴く役割を誰が担うべきなのかをめぐって、若者部会では「支援団体の方たちが行う」というイメージで議論されていたように感じましたが、一方で、「都庁の職員がヒアリングする」や「コンサルの人がヒアリングする」という考え方もあると思います。

また、報告書について、コンサルが書くのか、支援団体が書くのか、都庁の方々が書くのかという、「報告書を誰が書くのか」というテーマもあるかと思います。

若者部会では、その辺りの議論はどのように進んだのでしょうか。

○土肥若者部会長 若者部会には若者支援のNPOの代表の方もいらっしゃるので、かなり実務レベルで話が進んだように思います。

まず、次年度以降に、困難な若者の声を聴く取組が、東京都の事業として事業化されて行われるときには、やはり「多岐にわたって若者の声を聴く」ことを考えますと、「進捗管理や取りまとめをコンサル会社のようなところがやらないと、難しいのではないか」という意見が出されたというのが実情です。

また、「コンサルの方たちがスーツを着て、いろいろな居場所や街頭に出て行って若者の声を聴くことは、現実的ではないのではないか」というような話をしたときに、「様々な支援団体と連携をしながら進めていくことが重要ではないか」、「一つではなくて、複数の団体のほうがいいのではないか」というような議論になりました。

一方で、コンサル会社や支援団体にただ任せるのではなくて、東京都の職員の皆さんにも「自分たちも聴くんだ」という姿勢を持ってほしいという意見も出ました。

要するに、コンサルや支援団体といった事業者が間に入ってしまうと、「そこを介して意見を言う」というような形になってしまいますので、意見を聴かれた若者たちにとっても、「ちゃんと東京都の人が聴いてくれているんだ」というメッセージにもなるのではないかということです。

中長期的には、そういった事業者を介さなくても、都の職員の皆さんが自分たちで聴けるという形がもっとも理想的ですが、そのためには、「何を聴く必要があるのか」について、都の職員の皆さんがもう少しトレーニングをして身につけていく必要があるのではないかということも、意見として出されたところです。

○新保委員 ありがとうございます。

○土井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

杉浦委員、どうぞ。

○杉浦委員 資料1の1枚目の「様々な若者の声を拾う場所」では「聴くテーマによって出向く場所を変える」、2枚目の「若者の声を聴くための支援団体について」では「課題や困難性、困りごとの種類によって」といったことが挙げられています。

経済的に困っているのか、能力的な問題なのか、あるいは環境など、若者の困難の種類にはある程度は類型があると思うのですが、あえてそんなに深くは考えないで議論されたということでしょうか。

○土肥若者部会長 冒頭で申し上げたように、障害、若年無業、引きこもりなど、様々な困難性があると思います。

ただ、支援団体の皆さんから出てきた意見では、「この人はひきこもりだ」とかではなくて「ひきこもりで、障害を持っていてかつ貧困」というように、複数の課題を抱えている状況も考えられますので、カテゴライズしてしまうことで真の課題が見えなくなってしまう、表層的な問題だけを見るようになってしまわないか、というような意

見が出されました。

その意味で、何か特定のテーマで聴くというよりは、訪問型などでかなり深くヒアリングをして問題の本質や構造を理解する、そしてその意見を反映して施策につなげていくことが重要ではないか、といった趣旨で議論されたと記憶しています。

○杉浦委員 ありがとうございます。

○土井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

小西委員、お願いします。

○小西委員 いろいろな視点で、いろいろと有意義な御意見が出されたということですが。

たしか、第1回若年支援部会のときに、第3期の「東京都子供・若者計画」を立てていく上で、家庭等に居場所のない若者や若者ケアラーにもヒアリングをされるというお話があったと思います。

「スーツは着ずに私服で」あるいは「都の職員もヒアリングの場に同席する」といった今回の御意見を、そういったときに反映するというお考えや御予定はあるのでしょうか。

○山本若年支援課長 今まさに、事業者を通じてヒアリングをやらせていただいています。可能な限り反映していこうということで、職員が同席することなどを可能な範囲で取り入れて、今行っているところでございます。

○事務局 Tシャツで行ってまいりました。

○小西委員 既に行われているんですね。ありがとうございます。

○山本若年支援課長 10月の若年支援部会で、そのヒアリング結果を御提出する予定ですので、お待ちいただければと思います。

○土井部会長 それに関連して、私からも一点質問です。

資料1の1枚目、「様々な若者の声を拾う場所」の2つ目のところです。

「課題に応じて、様々な支援団体が運営する場所にヒアリングしてほしい」とありますが。

例えば、このたび東京都では、「きみまも」という相談場所を歌舞伎町につくりましたので、「ト一横」に来る子はそこでいろいろな相談をするでしょうから、それが実質的にヒアリングになると思います。

ただ、若者部会の委員の皆さんは、様々な支援団体に関わっていらっしゃる方が多いと存じておりますので、実際にそれをもうやっていたらいいのではないかなと思うんです。

ですので、むしろ重要なのは「それぞれの支援団体に聴いている若者の声を、どうやって東京都につなげるか」なので、それが、「様々な支援団体が運営する場所にヒアリングしてほしい」という意味だと捉えたんですが。

実際に、各支援活動をされて若者たちの声を聴いている中で、「うまく東京都へつながっていない」という実感をお持ちなのか、その具体的な感触をお伺いしたいと思います。

○土肥若者部会長 委員の皆さんの意見を代弁できるか、難しいところではあるんですが、こういった意見が出るということは、「現場での声が届けられるような場所がない」と感じておられる委員の方が多いんだと感じています。

土井部会長が今おっしゃったように、各支援現場で、子供・若者の様々な声を聴いているところだと思いますが、資料1の1枚目に、「プラットフォーム（フォーラム型組織）」というのがありますので、こういった声をプラットフォームのような形にして、都に伝えるような仕組みが現状は余りないということです。

現状は恐らく、東京都、こども家庭庁や各区でも、「こういった意見を若者たちに聴こう」とテーマを決めてから、現場に行って意見を聴くというような、言うなれば、行政の都合でテーマを決めていくことが一般的なのかなと考えます。

ただ、若者たちや支援団体が伝えたい意見というのはそれだけに限らず、「今これを

伝えたい」というのが必ずあるはずで、そういった声を伝えるという意味でも、そうしたフォーラム型組織、ネットワークというのがやはり必要ではないかということから、意見として出されたと考えています。

○土井部会長 どうもありがとうございます。よく分かりました。

今回、「困難を抱える若者」に限定したのは、都からの要望ですか。

○山本若年支援課長 そうです。

○土井部会長 一般の、子供・若者の意見を聴く仕組みというのはどうなっていますか。

○山本若年支援課長 子供施策については、第1回と第2回でも御紹介させていただいたように、「子供政策連携室」のほうでかなり手広くやっています。

ですので、「若者の意見を聴く」部分が足りていないのかなと。

今回の子供・若者計画の改定に当たり、何について真っ先に若者の声を聴くことが必要かと考えたら、やはり、子供・若者計画のある意味特色でもある「困難を抱えた若者の意見を聴いていく仕組みを考えていこう」ということになりましたので、我々のほうから若者部会にお願いしたところでございます。

○土井部会長 分かりました。

若者部会では、『困難を抱えた若者』以外の若者の意見について、話は出ませんでしたか。

○土肥若者部会長 全く出なかったというわけではなくて、先ほども申し上げたように、SNSなど、オンラインでの意見聴取の重要性についての話は出ました。

「子供政策連携室」が既に行っている「子供への意見聴取」は、やはり、“子供”という形で外部に出ています。そのため、若者世代が年齢としてはそこに入っていたとしても、なかなか当事者意識を持ってないという実情もあるのではないかと考え、「幅広く若者の声を聴く」という取組も、併せて検討が必要ではないかという議論がなされていたと記憶しています。

○土井部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、審議事項もありますのでこの辺りにしたいと思います。土肥若者部会長、本日はどうもありがとうございました。

続きまして、次第の「3 審議事項『東京都子供・若者計画（第2期）の改定について』」に入りたいと思います。

審議事項としては、「基本方針Ⅰ」と「基本方針Ⅲ」の2つあります。少し時間が押しておりますが、進めていきたいと思います。

まずは、第3章の「基本方針Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」についてです。

1つ目の、「社会的自立に向けた『基礎』の形成」から御審議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「資料2 東京都子供・若者計画（第2期）」の13ページ及び14ページを御覧ください。スライドでは、22枚目と23枚目になります。

ここでは、「社会的自立に向けた『基礎』の形成」としまして、「1 基本的生活習慣の形成」、「2 確かな学力の育成」、「3 豊かな人間性の育成」、「4 健やかな心と体をつくる」という項目を立てております。

この「社会的自立に向けた『基礎』の形成」におきまして、「こども大綱」では打ち出されましたが、この子供・若者計画で言及がないものとしたしましては、「3 豊かな人間性の育成」の部分に当たるかと思います。「校則の見直し」や「体罰や不適切な指導の防止」といった内容です。

お手数ですが、「参考資料 こども大綱に記載のある主なトピック」を御覧ください。スライドでは、206枚目と207枚目になります。

この参考資料の1枚目、「No. 8 校則の見直し」を御覧ください。

校則の見直しにつきましては、「こども大綱」では「2 ライフステージ別の重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「各校が教育活動を通じ資質・能力を育成する過程において守るべき学習や生活上の決まりである校則等に対する生徒の理解を深め、自分たちのものとして守っていく意識や姿勢を身に付けることができるよう、教職員や生徒、保護者等が話し合うなど、校則の見直しに取り組んでいます。」でございます。

続きまして、参考資料の2枚目、「No. 9 体罰や不適切な指導の防止」を御覧ください。

これにつきましても同様に、「こども大綱」では「2 ライフステージ別の重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「体罰、不適切な指導、暴言等の一層根絶に向けて、対応例を活用した研修を実施するとともに、体罰や性暴力を含めた相談シートを全児童・生徒に配布し、総合的な実態把握に取り組んでいます。」、また、「部活動の指導者にコンプライアンスと倫理規範に基づく言動を徹底し、科学的トレーニングを導入することなどにより、体罰や不適切な行為のない部活動を推進します。」でございます。

それから、御審議いただくに当たり、「東京都子供・若者計画（第2期）」の各事業の最新の進捗状況を、資料3として御用意しております。スライドでは、136枚目から181枚目になります。

資料3には、「事業内容」、「令和6年度新規開始の有無」、「令和5年度の実績」、「これまでの事業の評価」、「事業の課題」や「今後の方向性（取組）」などを記載しております。本日の議論の中で御質問などがございましたら、こちらの資料も使って御説明させていただければと思います。

「参考資料 こども大綱に記載のある主なトピック」とともに、御審議の参考にしていただければと思います。説明は以上でございます。

○土井部会長　ありがとうございます。

それでは、「社会的自立に向けた『基礎』の形成」につきまして御説明いただきましたので、委員の皆様から御意見等がありましたらよろしく願いいたします。

委員の皆さんには、事前に御意見、御質問等を伺っておりますが、議事録に残したいと思しますので、この場で改めて御発言をいただきたいと思います。

確認ですが、あらかじめお送りいただいた文案は、第3期計画の素案と考えてよろしいですか。

○事務局　事前にいただいた部分の具体的な直しにつきましては、追って対応させていただきます。

恐れ入りますが、本日は現計画の文言が載っておりますので、それを基に御意見等を賜れればと思います。

○土井部会長　そうすると、あらかじめ送っていただいたものは、現計画のものですか。

○事務局　そうです。

○土井部会長　今回御意見をいただいて、現計画を第3期計画に直していくということですね。

○事務局　はい。そういう形で進めさせていただければと思います。

○土井部会長　分かりました。

今、校則の見直しなどの具体的なトピックは御説明いただきましたが、この計画は基本方針ですので、「こういう方向でやります」ということは書いて、「具体的に何をやるか」を書くわけではないということですか。

○事務局　おっしゃるとおりです。

具体的な事業については、本文のあとに表でまとめられておりますが、本日の御審議はそちらではなく、本文のところになります。

方針や課題といったところにつきまして、「こういったことを反映したほうがいいのではないか」などの御意見を賜ればと思います。

○山本若年支援課長　例えば、今「基本方針Ⅰ　全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」を御覧いただいておりますが、ここに関連するような新たな考え方も「こども大綱」で出てきているので、それを今、トピックとして御紹介させていただいたということでございます。

それを反映すべきかどうかにつきましても、御議論いただければと思います。

○土井部会長　分かりました。

それでは、どなたからでもどうぞ。

小西委員、お願いします。

○小西委員　「社会的自立に向けた『基礎』の形成」全体に関して、今から議論をしていくということでしょうか。

○事務局　そうです。お願いいたします。

○小西委員　承知しました。

今御紹介いただいた、主なトピックですか、「こども大綱」の8とか9に関しては、

既に都のほうでも取り組まれているとしたら、書かれたほうがいいのではないかとと思うんですが、その点についても議論するのでしょうか。

○土井部会長　それは触れないという話ですね。

○小西委員　触れないということですかね。

○土井部会長　ここは、本文は、抽象的な構造をしておりますので。

○小西委員　抽象的なままにしておいて、そのままにしておいて。

○山本若年支援課長　もしくは、レベルアップして本文に書いたほうがいいのかどうかも、できれば御議論いただければと思います。

○小西委員 それについては、意見があれば検討されるということですかね。

○事務局 そうですね。

○土井部会長 井利委員、どうぞ。

○井利委員 「基礎の形成」という、全体的な理念というか、方向性みたいなものであるとすれば、

これを読んだときの全体的な感想としては、ここには、「してあげる」というか、権利の主体というよりも「こちらがするんだ」みたいな空気があります。

でも、「こども大綱」によれば、子供は権利の主体であって、子供が自ら成長していくのを、どちらかという、大人と社会は後押ししていくんだという方向だと思いますし、それに変わっていくというのが非常に大きなことかなと思います。

ですので、例えば、校則の見直しにしても、子供たちの意見を聴きながらやるという方向が全部出ているので、そこら辺はやはり、子供自身が十分に尊重されて、そして自分自身でやっていけるように尊重していくし、それを後押ししていくということが書かれているほうがいいかなと。

最初のところの感じが、まずあってもいいのではないかと思います。

○土井部会長 杉浦委員、どうぞ。

○杉浦委員 私も同じように感じました。

例えば、先ほどの校則のところにしても、「守るべき生活上の決まりである校則」とあって、「既存のものとしてあるものを、子供たちはちゃんと理解せよ」というような印象があるんですが、やはり子供たちが主体的に、校則というものを、自分たちで考えていくとか、その辺りの具体的な発想というのを最初のところに持って行って、「主体である」という辺りが、もう少し明確になったらいいのかなと。

「主体性」ということが分かるような、最初の総論部分であつたらいいのかなというのは、私も感じました。

○土井部会長 今回の、最初の最初の、宣言文みたいなところですね。

○杉浦委員 はい。

○土井部会長 冒頭のところですね。

○山本若年支援課長 お手元にあるA3判の1番を御覧いただきますと、「こども大綱」で子供・若者の権利ということが大きくうたわれております。

これに関連する事項として、今おっしゃったように、今御覧になっていただいている「基本方針Ⅰ」の1番目の、「3 豊かな人間性の育成」といった部分でも、何か書き込んでいけたらと思います。

ちなみに、都の取組といたしましては、真ん中に記載のように、「東京都こども基本条例」の内容についての理解が浸透していくように、様々な取組を進めておりますので、具体的な事業としては、この表の中に、それが入ってくるんだと思いますが、「3 豊かな人間性の育成」という部分に、抽象的な文章としても、何かそういった観点を入れていく必要があるかなと思っております。

○土井部会長 何か具体的に、むしろ文案を言っていたほうが、都としては助かるのではないかなと思うんですが。

今おっしゃったような、最初の冒頭のところですよね。「全ての子供・若者が、社会的に自立し、生き生きと活躍していく」というところの、2段落全体ですよね。

ここを見ると、「バランスよく育んでいくことが必要です」とか、「成長・発達を支援していきます」という書きぶりになっているので、子供たちの主体性うんぬんというようなニュアンスが出ないではないかという、多分そういう御意見ですよね。

具体的に、どこにどういうふうに、何を加えたらいいのか、ということだと思っております。

もう一つ確認ですが、今回、私なんかは、事前伺いで細かく結構チェックをして、意見をいろいろと出しています。

ですので、多分ここで全部話していると、それだけで時間が来てしまうと思うんですが、この場で発言しなくても、事前伺いで各委員から出ている意見については、今度溶け込ませるときに、反映していただけるという理解でよろしいですか。

○事務局 はい。

○土井部会長 では、皆様は、事前伺いで書かれたものは一応反映していただける、検討していただけるという前提の下で、特に強調したいところをこの場で発言していただければと思います。

○井利委員 「こういうキーワードを入れてほしい」みたいな発言になるかと思うんです。

ですから、今の「基本方針Ⅰ」では、「権利の主体である」ことが一つのキーワードになると思うので、それを入れていただきたいと思います。

○土井部会長 権利の主体とか主体性といったワードを盛り込んで、もう一回、検討をお願いしたいということですかね。

○井利委員 そういう話になってしまうんですが。

○杉浦委員 最初に宣言するみたいな形、「子供たちが権利の主体である」ということ、「そのために、」というような形で続けていくと、少しは分かるかなと思います。

○土井部会長 しょっぱなに、ということですね。

それ以外にも意見は出ていますから、意見を踏まえてつくっていただいた文案を、もう一回検討する場はあるんですよ。

○山本若年支援課長 そうです。

○井利委員 この、項目１、２、３だけは決まっているということですか。

○土井部会長 いえ、それも変えようと思えば、変えようと思いますが。

○井利委員 そうですか。

○土井部会長 一応、今手元にあるものは、現計画のものであります。

○井利委員 今現在のもの、ということですね。

そうすると、どんどん言ってしまってもよろしいですか。

○土井部会長 どんどんお願いします。時間がもったいないです。

○井利委員 こちらで入れておきたいキーワードは、成長過程は連綿と続いていくものであるから、おのおの置かれた環境を考慮して、学童期・思春期みたいなところまで切れ目なく支えることが必要だという、幼少期のことがどんどん続いていって、そこで一々切れるものではないというところで、切れ目なく続くということと、それから、切れ目なく支えていくことが「基本的生活習慣の形成」においても大事だということも、私はキーワードになるかなと思います。

あとは、「道徳教育」とありますが、これはどうなのかなと思っているんですが。

「道徳教育」というと、社会的規範を身につけるとか、善悪の判断をするとか、現在そういう道徳教育になっているのかどうかは分からないんですが。

それよりも、自分の人生を主体的に、自己選択して自己決定し、自己実現していくことのほうが。

たしか、「自己実現」という言葉も「こども大綱」に入っていたと思うんですが、そういったことも入れるといいのかなと感じています。

○土井部会長 そこは私も引っかかったので、代替意見を出していますが。

しょっぱなに「道徳教育」が来るのは、少し違和感がありますよね。

○井利委員 はい。「道徳教育」、違和感がありますね。

○土井部会長 どうしても、客体みたいな感じがありますからね。

ほかはいかがでしょうか。

小西委員、お願いします。

○小西委員 質問として出していて、お伺いしたかったことです。

「自尊感情測定尺度」というのは、実際どういうふうにご利用されているのでしょうか。

○事務局 スライドの138枚目、上から2行目の「No. 25」をご覧ください。

こちらに「自尊感情測定尺度」が載っておりまして、教育庁さんの取組であります。

取組状況としましては、令和3年度に、こういった「自尊感情測定尺度」をつくりまして、当時の生徒1万2000名の方に、それを使って調査・分析を行っております。その行った結果につきましては、公表したり、あるいは学校現場のほうにも配布したりして、御活用くださいというような形で使っていると。

あと、この「No. 25」の「令和5年度実績」のところに書いてありますが、「学校や教育委員会などの要望に応じて、指導主事を研修講師として派遣する」こともしていただき、ぜひ活用してくださいとフォローするみたいなことも、やっていらっしゃると思います。

なお、つくったモデルプランの、その後のバージョンアップはされていないようでして、引き続き、現場で御活用いただいているということでございます。

○小西委員 なるほど。

継続的にこれは、うまく活用され続けているという理解でよろしいですか。

○事務局 そうですね。現場で、これがずっと使われている、御活用いただいているという理解で捉えていただければと。

○小西委員 分かりました。ありがとうございます。

○土井部会長 私から、初歩的な質問で申しわけないんですが。

“子供”と“若者”の使い分けですが、何歳までを“子供”、何歳から“若者”で使い分けていましたかね。

○山本若年支援課長 一応、この計画上は、“若者”は「18歳以上」です。

○土井部会長 「18 歳以上」？

○山本若年支援課長 はい。

○土井部会長 高校までは“子供”？

○山本若年支援課長 18 歳未満は、そうですね。

○土井部会長 文章中で、「子供は」「子供は」と出てきていて、全体は「子供・若者」になっているけれども、個別の文章は「子供、子供」になっていて、“若者”が一切入っていないので、気になったんです。

たしか、高校までの学校教育だと“子供”だけでも、「子供・若者」と並べて書くべきところと、「子供」と限定して書くべきところを、多分そこをきちんと把握しておかなければいけないと思いました。

○井利委員 例えば、「1 基本的生活習慣の形成」のところでも、「中高生については、睡眠習慣をはじめとする生活習慣の改善などを」と書いてありますが、これは、「中高生」に限らないと思います。

そもそも、ここに「睡眠習慣」が出てくるのは唐突な感じがするんですが。

ただ、確かに、夜中ずっとゲームをやっていて朝起きられないとかいった問題はあると思うんですが。

そういうことは、要は、心のちょっとした病なんです。

病というか、昼間に起きていられなくて夜に活動せざるを得ないとか、夜ずっとネットゲームをやってしまうとか。あとは、「なんか学校に行きたくない」という気持ちで朝起きられないとか。

そういったことがあるので、「睡眠習慣」というよりは「心の健康の問題」だと思っています。

その「心の健康」をどういうふうにつくるか、「自分の心の健康がちょっとやばいぞ。これはSOSを出したほうがいいかな」といったことに気づくかとか、ストレスについ

での学びとか、そういったところをやっていくことになると思います。

ですので、ここで急に「睡眠習慣」と出てきていますが、これはもしかすると網羅した言い方なのかもしれないですが、唐突な感じがあります。

むしろ、心の健康から生活習慣が乱れていく、不調によって生活習慣が乱れていくことを踏まえれば、SOSの出し方とか、あとは、「心の不調はこういうふうな形で、身体症状に出てくるよ」とか、そういった知識とか学びといったものが必要になってくると思うんですよね。

そもそも、睡眠から崩れていく人はすごく多いと言えは多いんですが、それは「睡眠習慣が悪い」ということではないんですよね。

そうではなくて、もっと抱えているものがあってそうなるということなので、「習慣を直す」という問題ではないです。そこら辺が、この書き方だと誤解されるかなと思います。

○山本若年支援課長 子供時代に「基本的生活習慣の形成」をいかにしていくかについて、「1 基本的生活習慣の形成」では3つの丸で挙げているんですが、ここに書き加えるという感じですか。

○井利委員 そうですね。

○山本若年支援課長 誤解のないような表現にもしてあるので。

「いかに基本的生活習慣を子供時代に身につけさせるか」という視点を、文言に書いているんだと思うのですが。

○井利委員 子供の頃の習慣は大事ですが、子供の頃に幾ら身につけても、何かあればやはり乱れてきてしまうので、中高生、小学校でも今はそうなのかもしれないですが、生活習慣の乱れは何らかの心の危機、SOSである認識ということ、その背景への理解が必要になるということも、ここに書いたのですが。

そんなようなことを、ここに書くべきなのかは分からないのですが、そのように思います。

○土井部会長 この文章は、私は別の意味で引っかかりました。

この出だしのところで、「乳幼児期に主に家庭で培った基本的生活習慣を土台に」と書かれているんです。

そうすると、乳幼児期の基本的生活習慣については家庭でやると、そのことを中心に据えてしまっているんですね。

私としては、むしろ、乳幼児期に基本的生活習慣を家庭で十分に培えるように、各家庭に対していろいろな支援を行う必要がある、そこから支援しないといけないと思っているんです。

「乳幼児期に主に家庭で培った基本的生活習慣」のあとに、都が何かをするのではなくて、そもそも、乳幼児期に家庭で基本的生活習慣をきちんと培えるような都の支援が、乳幼児期の子供たちに必要ではないかと思うんです。

そこが、私は抜けていると思うんですよ。だから、そこを書かないと。

ほかにいかがでしょうか。

小西委員、お願いします。

○小西委員 第2期までの「東京都子供・若者計画」の視点と、国の「こども大綱」の視点がかかなり違ってきていて、ますます、「子供・若者の権利主体性」が前面に出てきているので、比較すると、今までの計画のほうに違和感を抱かざるを得なくなっているなと、一通り読んで思いました。

とりわけ、やはり権利主体なので、主語として位置づけていくというか。目的語的な位置づけになっている、「子供に何々させる」とか、客体からの転換がここでは必要になってくるかなと感じました。

例えば、「基本方針Ⅰ」の1ですが。

事前の意見出しの紙で、「全ての子供・若者が、」で始まる部分で、例えば、文末は「子供の『知』『徳』『体』をバランスよく育てていく」という表現ではなくて、「子供が今後

の人生を歩んでいく中で、『知』『徳』『体』をバランスよく持ちつつ成長していく」ということについて、本人を支援していく視点といたしますか、「バランスよく、本人が成長するのを支援していく」というような視点、あくまでも、「本人が主体的に育っていくことを支援する」視点に、例えば変えていくとか。

あるいは、6ページのところでも、例えば、「4 健やかな心と体をつくる」の丸の2つ目で、「子供の基礎体力を向上させ、」とか、「子供の生活スタイルを活動的なものにしていきます。」と書いてありますが、これもやはり、「子供が自らの生活スタイルを活動的なものにしていくことを、様々な形で支援していく」といったことで、目的語的なものから主語的なものにといたしますか、全体としてそういう形に変えていく必要があるかと思いました。

ただ、そうだとすると、やはり「パターナリスティック」なものにならざるを得ないのかもしれないですが。

だから、書換えが結構難しいと思います。

○井利委員 かなり書き換えないといけない感じがしますね。

○土井部会長 今が「パターナリズム」的だ、ということですね。

○小西委員 どうしても「パターナリスティック」なものになってしまいますよね。

それを書き換えても、やはりどうしても、全体としてそういう方向性なので、ちょっと「パターナリスティック」的なものが残ってしまうかなと思うんですが。

○土井部会長 残ってしまうけれども、もう少し、主体に変えていく必要があるということですね。

○小西委員 「何々させる」といった書き方ではなくて、ということで。

○杉浦委員 家庭の存在ですが、“家庭”と言うと、「形が決まっていて、ある程度はきちんとできる」という想定になっています。だけど、実際には、家庭というのはすごく脆弱で、私たちは、子供に関わっていると、「この前まで不良だった子が、お母さんやお父さんになっている」みたいな、非常に脆弱な家庭というのがいっぱいあって。

そうすると、本当に「社会で子供を育てる」みたいな感覚を、「家庭に任せておけば全部大丈夫」という感覚自体は、本当はもう揺らいでいるんじゃないかという感じがします。

○土井部会長 「家庭に対する支援」が少し欠けているので、そこを入れないといけない箇所がいっぱいあると思います。

学校でやるということの前提として、まず、「家庭でやっていること」というのが前提となっているけれども、そこが今、そもそもできない環境にあるから、

○杉浦委員 そうですね。

○土井部会長 そこへの支援がとても必要ですね。

あと、ここだけではなくて全体を通してですが。

「計画」であるのに、現状の説明になっている文章がいっぱいあるんですね。

「こういうことをやっています」とか、「こうなんです」とか。

「計画」だから、「こうします」とかにしないといけないんだけど、現状の説明とかがいっぱいあるので、そこはやはり、基本的に直さなければいけないかなと思っています。

今の事業の紹介みたいなのがいっぱいあるではないですか。

「計画」だから、「それを踏まえた上で、こういうことをやりますよ」と、多分言わないといけないんですね。

あと、ついでなので、最後のところですが。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック」のものが残っているんですが、ここをどうするか。削ってしまうのか、あるいはこれをレガシーにして、「今後もこういう取組を発展させていく」というような形で残すかどうか。

これをつくったときは多分、これから東京オリンピックだからということで、こういう文章が入っているんだけど。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 その点に関して、自分もこれは書いてありまして。

少なくとも、「今後開かれる」というのは、削除する必要があると思うんですが。

一つは、もう来年ですが、都庁でも展示していますが「デフリンピック」とか、あるいは「世界陸上」に関しても、こちらの「こども未来アクション」には記載があります。

そういうふうな、特に、「デフリンピック」は、聴覚障害の方の国際的な競技大会であって、障害に対する理解促進という意味でも意義があるかと思うので、そういうようなものに変えていく、都としても、「こども未来アクション」でも推しているのも意義があるかなと思います。

もう一つ、ちょっと先のところでもあるんですが。先出しには書かなかったんですが、8ページのところですか、「1 時代の変化に対応できる力の育成」で「国際感覚豊かなグローバル人材」に関する記述もあります。

オリンピック・パラリンピックのときには、各学校で、外国の文化に関する学習を、いろいろとやっていたと思うんですが、そういうふうな「多文化共生に向けた、外国の文化等についての学びの機会」みたいなものも、オリンピック・パラリンピックの国際親善におけるレガシーというものに位置づけられるのではないかなと思うんですが。

そういうも外国の文化などについても、今後、東京のような、まさに国際都市では、「子供・若者が学ぶ機会」を提供できるといいのではないかと。

この、オリンピック・パラリンピック関連のところ、そういうふうに思いました。

○土井部会長 この“2020”は、まさにそのときだったので、ここに特出しで入ったと思うんですが、今回作り直すときに、これを今おっしゃったように、形を変えて「残す」のか、あるいはもう「取ってしまう」のか。

そこは、この会議で意見を統一したほうがいいと思うんですが、そこはいかがですか。

○杉浦委員 取っていいかなと私は思いました。

○井利委員 私もそう思いました。

○杉浦委員 あと、「レガシー」とありますが、東京都としては、何をレガシーと捉えているのかを確認したいのですが。

○土井部会長 オリンピック・パラリンピックの際に、多分都としてはいろいろなことをやったわけですね。

その取組が、レガシーではないかと。

○杉浦委員 あとに残るものを、何かしたということですね。

○土井部会長 はい。

○山本若年支援課長 小西先生がおっしゃったように、我々はこれから「デフリンピック」を迎えてきますし、「世界陸上」も、都としては、かなり力を入れてやってまいりますので。

○土井部会長 そのときに、だから、この東京オリンピックのような形で、これから全面的にやるかどうかですね。

○小西委員 学校で、ということですか。

○土井部会長 いや、都として。

○小西委員 都としてですか。例えば、下の階で展示をされていますが。

○土井部会長 東京オリンピックのときは相当やったから、多分ここに載っていると思うんです。

○小西委員 なるほど。

○土井部会長 同じレベルでやればね。

○小西委員 「デフリンピック」のことは、聾学校の教員が、通常学級に行って、それを伝えるようなこととか、障害者のことに関して、結構通常学級との間に壁が

あるので、それを広めていくということで、都のほうでも取り扱ったりしていますね。

○土井部会長 東京オリンピックと同じようなウエートをかけてこれからやれるのであれば、ここを書き換えて、入れてもいいかなという気がしますが。

○小西委員 メディアがどのくらい、東京オリンピック・パラリンピックのように、取り上げるのか。

都としてはいろいろやっていますが、なかなかそこが。

○土井部会長 だから、メディアが取り上げなくても、都としては力を入れているんだったら、ここに書く意味はあると思います。

そうすれば、逆に注目してもらえるので、書いたほうが良いと思いますが。

杉浦さん、その点はどうですか。先ほど、「取ったほうが良い」という御意見でしたが。

○杉浦委員 東京オリンピックでレガシーになった部分をきちんと抽出して、「それを今後も活かしていく」のようであればいいかもしれないですが。

○土井部会長 今出てきていた話は、「オリンピックのレガシー」ではなくて「記述を入れ替える」という話でしたが。

○杉浦委員 本質だった部分を入れ替えてもいいのかなと思います。

○土井部会長 それでは、それで事務局は御検討いただけますか。

時間が予定よりも過ぎてしまい申しわけないんですが、今ちょうど、小西さんが次のところにも触れられたので、次に行きたいと思います。

それでは、「基本方針Ⅰ」の2つ目、「社会形成、社会参加できる力の育成」を御審議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「資料2 東京都子供・若者計画（第2期）」の23ページ及び24ページを御覧ください。スライドでは、32枚目と33枚目になります。

ここでは、「社会形成、社会参加できる力の育成」としまして、「1 時代の変化に対

応できる力の育成」、「2 社会貢献の精神の育成」、「3 健康・安全に生活できる力を養う」、「4 多様な交流機会の確保」という項目を立てております。

この「社会形成、社会参加できる力の育成」におきまして、「こども大綱」では打ち出されましたが、この子供・若者計画で言及がないものとしたしましては、まず「1 時代の変化に対応できる力の育成」の部分に当たるかと思えます。「特定分野に特異な才能のあるこども・若者」といった内容です。

「参考資料 こども大綱に記載のある主なトピック」の1枚目、「No. 2 特定分野に特異な才能のあるこども・若者」を御覧ください。スライドでは、206枚目になります。

「特定分野に特異な才能のあるこども・若者」につきましては、「こども大綱」では「1 ライフステージを通した重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「理数・芸術分野に得意な才能をもつ生徒に対して、高度な教育プログラムを構築するとともに、生徒一人ひとりの理数・芸術分野の才能を伸ばし、世界を牽引する科学者・研究者、芸術家の育成を目指し、得意な才能を伸ばす教育を実施しています。」でございます。

続きまして、同様に「こども大綱」に打ち出されましたが、この子供・若者計画で言及がないものとしたしましては、「3 健康・安全に生活できる力を養う」の部分に当たるかと思えます。「ユースヘルスケア」といった内容です。

参考資料の2枚目、「No. 14 ユースヘルスケア」を御覧ください。

「ユースヘルスケア」につきましては、「こども大綱」では「第2 こども施策に関する基本的な方針」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「思春期特有の健康上の悩みを解消し、ユースの健康を増進する取組」としまして「ホームページ『TOKYO YOUTH HEALTHCARE』などにより『ユースヘルスケアとは何か、なぜ必要か』の理解を浸透」を図るとともに、『とうきょう若者ヘルスサポート(わかさぽ)』において、電話・メール・対面での相談対応、医療機関等への同行支援等を実施」、また、「都立高校等において、産婦人科医による個

別の健康相談等を実施」しているとのことでございます。

続きまして、同様に「こども大綱」に打ち出されましたが、この子供・若者計画で言及がないものとしたしましては、「4 多様な交流機会の確保」の部分に当たるかと思えます。「ジェンダーギャップの解消」といった内容です。

参考資料の1枚目、「No. 3 ジェンダーギャップの解消」を御覧ください。

「ジェンダーギャップの解消」につきましては、「こども大綱」では「1 ライフステージを通した重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する認知や関心を高めるため、教育機関と連携して実施した実態調査の結果等を踏まえて、大人と子供の両面から意識啓発を図る」としまして「都庁管理職向けアンコンシャス・バイアス研修の実施」、「子供を対象とした職業・社会体験施設等と連携した普及啓発イベント」、「STEM（ステム）分野の企業等と連携した、女子中高生向けオフィスツアーの実施」、また、「動画放映、普及啓発グッズ配布などのPR」をしているとのことでございます。

説明は以上でございます。

○土井部会長 ありがとうございます。

それでは、「社会形成、社会参加できる力の育成」につきまして御説明いただきましたので、委員の皆様から御意見等がありましたらよろしく願いいたします。

井利委員、どうぞ。

○井利委員 最初の「社会形成、社会参加できる力の育成」のところで、やはり、「こども大綱」もそうですが、子供の権利に関係してくるのですが、子供・若者の意見が表明され、それについて、大人や行政がフィードバックしていくことが大切です。

それがないと社会参加できないというか、社会参加はそれが基本になるので、そういった子供の意見を聴きながらやるという、地域づくり、あるいは子供・若者が意見を表明できる環境づくりを行うということは、基本的権利の中にもあります。

ですので、そこら辺は、社会参加ということに関しては、入れていければと思います。

「意見を言ってもいいんだ」とか、大体が、社会参加、社会参加と言っても、若者たちも「どうせ言ったって」みたいな感覚というのがあるし、「言う場もないし、誰に言えればいいのかも分からないし」というところが根本にあるので、その辺をやっていくということは、重要になってくると思います。

先ほどありましたが、「困難な若者の声を聴いていこう」という取組を既にやっているわけですので、いっぱい出るかなと思います。

○土井部会長 新保委員、どうぞ。

○新保委員 一つは、子供・若者の「性と生殖に関する健康と権利」に関することです。参考資料の2枚目、「No. 14 ユースヘルスケア」のところでは、

現計画では3項目ですか、お書きいただいています、それにプラスして、これは若者の権利ですので、子供を出産する・しないということの権利、自分の身を守るという権利、そういうものを明確に「権利」として位置づけるようなことが、多分「3 健康・安全に生活できる力を養う」のところに入るんだろうと思います。

どこかほかのところで柱立てをしてもいいと思いますが、「こども大綱」の中では明確に位置づけられていますので、位置づけるべきですし、「こども大綱」の議論の中でも、物すごく白熱したところかなと。

「とても大事なことで、私たちは意識しなければいけないね」ということでしたので、それを入れるべきではないかと考えました。

もう一つは、「1 時代の変化に対応できる力の育成」のところでは、

いろいろなことを書いていただいています、こども大綱のときには「STEAM（スティーム）教育について明確に書こう」ということで、議論して入っているかと思っています。

「STEAM教育」は、Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics でしたか、このことについて「積極的に強化していこう」と。だから、下の2つぐらいです

かね、「ICT活用」の項目もしくは「都立大及び専門学校」の項目のところに追加するか、もしくは別項目で立てるかということをやったらいいのではないかという気がいたします。

本日お示しいただいた、参考資料の「No. 3 ジェンダーギャップの解消」のところには「STEM」と書いてあって、これは重なっていると思います。

さらに、「STEM」ですと、「Art」を表す「A」が抜けています。昔は「STEM」でしたが、最近は「Art」も含めて「STEAM」となっています。

また、STEAM分野について強化するということは、もしかしたら他の道府県では入らないかもしれませんが、東京都は入れませんか。

こういうことを入れて、東京都として「人工知能」や「IoT」といった技術を都民と一緒につくり上げていく、そういう東京都でありたいなと思います。

それについては、下2つの丸、「情報教育等により、」の項目と「東京都立大学及び」の項目のところなどで書けるのではないかと考えます。

これが中高教育の中の教科として、教育委員会が、主として、これから力を入れていくだろうし、文部科学省も報告書をまとめています。先ほどその報告書を調べたら「STEAM教育」として入っているので、同じようにやったらどうかなと。

多分、他の自治体はちゅうちょするかもしれないので、東京都は先へ進みたいなというふうに思います。

教育委員会と打合せをしていただければと。

○山本若年支援課長 このあと、「委員から、この部分でこういう御意見が出ました」というのを各局にお伝えしまして、いろいろと検討していただいて、文案を再度御提示させていただきます。

○土井部会長 今の御意見を踏まえるならば、最初の宣言文みたいところで、社会的な背景として「情報通信技術の普及・発展、国際化」ぐらいしか書かれていないんです。

今で言えば、例えば「A I」の急激な発達でして、そのあとですから、例えば、「A Iの発達」とするとか。

あと、堀さんがいらっしゃいますが、例えば、雇用の流動化とか、何かそういう社会背景をもう少し書き込んでいただいたほうがいいのかなと思います。今、ここには「情報通信技術」と「国際化」のことしか書いていないので。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 先ほども触れましたが、「1 時代の変化に対応できる力の育成」のところで「外国の文化等についての学びの機会になるものも必要になってきているのではないか」というのと。

あと、もう一つ、事前の質問にも出していたんですが。

国際的な感覚、態度、能力の育成というふうなことについて、ここでは小学校の話が出てくるんですが、中学校段階でも、少なくともそうした記述があったほうがいいのではないかなと思うんですが。

現時点で、そういう取組というのはあるのでしょうか。

○事務局 お調べしたところ、教育庁の計画であります「東京都教育ビジョン(第5次)」に、「施策展開の方向性⑥ 異なる言語や文化を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力の育成」がございます。

4つの囲みがございますが、左上の囲みが「小学校における外国語教育の充実」で、右上の囲みが「中学校における外国語教育の充実」ということでございます。

この説明を読み上げますと、「英語を『話すこと』の指導の充実を図るため、中学校等の全生徒を対象に、中学校英語スピーキングテストを実施し、第3学年については、都立高等学校入学者選抜において、その結果を活用します。」、また、「生徒一人ひとりの発話量を確保し、実際に英語を使う活動を充実させるために、少人数・習熟度別指導を実施します。」でございます。

東京都教育庁さんの計画の中にございましたので、先生の御指摘のとおり、中学校段

階でもこういったことは確かに必要で、実際、計画にも書かれておりました。

○小西委員 分かりました。

○事務局 教育庁さんと相談して、ぜひ反映できるように頑張ります。

○小西委員 分かりました。

○土井部会長 私からも、関連したことを。

ここは、やはり「子供が」と書いているところで、やはり“子供”だけではなく“若者”も含めるところが結構あるので、そこはきちんと使い分けたほうがいいと思います。

「子供」と限定して書くところと、「子供・若者」と書くところを。

井利委員、どうぞ。

○井利委員 「2 社会貢献の精神の育成」のところで、「東京都独自教科『人間と社会』」と書いてあります。これは、こういった内容でしょうか。

道徳教育なんでしょうか。 それとも、別の内容ですか。

今回もこれを推進するという方向でしょうか。

○事務局 そうですね。

「人間と社会」につきましては、取組は現在も行われておりますので、また最新の事業の内容を記載いただくように、教育庁のほうに依頼をして、反映させていこうと思っております。

○井利委員 では、次ですが、「3 健康・安全に生活できる力を養う」のところで、やはり、「心の健康づくり」といったものを。

ここにはアレルギーのこととかも書いてあるんですが、余りにも子供たちが、精神疾患や心の病を知らない。

それから、リストカットとかいろいろな問題があるのに、それを全然知らないでいる、知識として持っていないというのをすごく感じます。

ですので、メンタルヘルスへの理解と障害のある方に対する理解、発達障害とか、特別支援に行っている子供たちへの理解といったことを社会問題として捉え、教育していくことは、とても大事だと思っているんですが。

それをやらないと、多様性とか、インクルーシブとかは、本当に机上のものという感じがあります。

そこら辺は、多分教育の問題だと思うんですが。

○杉浦委員 今の点について言うと、少なくとも教師とかが、その辺を十分に理解しているかという問題かと思っています。

例えば、リストカットにしても薬物乱用にしても、何となく、「それには気を遣わなければいけないが、どこまで踏み込んでいいか」というところが、よく分からないまま、リストカットを何回かしていた子が自殺するのを見落としてしまったといったケースなどを見るので、先生方はそのところに自信を持って子供に接することができるように、どこかで学んでいただいて、そして指導をするみたいな体制をつくっていただきたいと思います。

○土井部会長 そういったリストカットとか、オーバードーズもそうですが、そういう問題行動の背景の一つとしては、先ほどの取組で「ジェンダーギャップ」が挙がっていましたが、むしろ「性的マイノリティー」の問題ですよね。

「性別違和」を持っている子供たちに対する支援や教育が、触れられていないように思うんですが、これは必要かなと思うんですがね。

リストカットもそうだし、自殺者もそうだし、やはり「性的マイノリティー」の方は、その割合としては相当高いので。

○杉浦委員 そういうものは、学校で先生が、日々どうやってそれについて接しているか、子供に話しているかということによって、子供たちの感覚は全然違ってくるので、やはり子供たちに何か教える前提として、先生方がそれを学んでいるというのは必要だろうと思います。

○土井部会長 多分、「ジェンダーギャップ」は問題ないと思うんですが、例えば、同性愛とか「性別違和」とか、そういう問題に対する生きづらさに対して、支援や教育をどうしていくかという問題は、結構、保守派の人は反対するので。

○杉浦委員 「寝た子は起こすな」ではなくて、現状あるわけですから、そのところは取り組んでもらうしかないかなと思うんです。

○山本若年支援課長 御意見は、関係各局に流します。

○村上若年支援担当部長 教育庁も、対外的な説明の仕方は、いろいろな関係者がいますから多分持っていると思います。

ですので、もし盛り込むのであれば、そういう表現をもらいながらになりますかね。

○土井部会長 でも、私としては、やはりそこは大切です。

○井利委員 とても大事です。

○土井部会長 大切ですよね。

○井利委員 身体の障害とかだと分かりやすいんですが、知的の障害な方とか、精神の、発達の方だと本当に分かりづらいと思います。

ですので、本当にマイノリティーでもう何も声が出せずにいて、生きづらさを物ものすごく抱えながらひきこもってしまうみたいな方々が多々いるので、そういうことが、教育現場でも、先生も理解し、スクールカウンセラーもいますが、まだまだ力不足だと思っているんですが。

そこら辺をきちんとやっていかないと、ひきこもりの人が増える一方だという危機感を現場としては非常に持っていますので、お願いしたいですね。

みんなの理解がないと思ったら、もうSOSを出さないで、するとどんどん重くなっていってしまいますよね。

○小西委員 そういうのも、例えば、「性的マイノリティー」の方のことに关しては、若

者ということですので、「大学」もそうです。

大学で、「アウティング」が問題となった事例もありましたし、“大学の中での”というのも大きいかなと思います。

○土井部会長 今、大学は、「発達障害」とそれから「性的マイノリティー」というトピックについても、いろいろな研修を教員に対してとても積極的にやっていますよね。

○小西委員 「ダイバーシティ推進室」をつくっていて、研修もやりますし。

○土井部会長 そうですね。ありますね。

○山本若年支援課長 東京都は、令和5年度に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」というものをつくっていますし、パートナーシップ制度みたいなものにもいろいろと取り組んでいます。

ですので、何らかの書きようはあろうかと思います。

○土井部会長 そうですね。

だから、そこはぜひ引っ張ってきて、入れていただいたほうがいいかと思います。

あと、全く別のことですが、「参考資料 こども大綱に記載のある主なトピック」には挙がっているが、現計画にはないものとして、ほかに「リ・スキリング」がありますよね。今までは「リ・スキリング」は入っていなかったもので、やはり入れないといけないかなと思います。

あと、細かい点で申しわけないんですが、皆さんにお伺いしたいんですが。

例えば、「東京の成長を支え」という文言があります。当時だと、余り違和感がなかったと思うんですが、今、私が読むと違和感があるんですよね。

むしろ、今、SDGsの時代ですから、むしろ、「長期的に持続可能な東京を支え」などのほうが、私個人としてはしっくりくるのですが、皆さんはどうですか。

ついでに言えば、「Society 5.0」は今もまだ使いますか。いつか打ち上げたけれども、今はほとんど使わないですよね。

あえて、そういう意味合いを残すんだったら、例えば、“高度情報化社会”とかに一本化したほうがいいんじゃないかと思うんですが。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしければ、次に行きたいと思います。

それでは、「基本方針Ⅰ」の3つ目、「社会的・職業的自立を支援」を御審議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「資料2 東京都子供・若者計画（第2期）」の31ページ及び32ページを御覧ください。スライドでは、40枚目と41枚目になります。

ここでは、「社会的・職業的自立を支援」としまして、「1 就業能力・意欲の習得の促進」、「2 職業教育、職業訓練の充実」、「3 様々な就業支援」、「4 社会生活において必要な知識の付与」という項目を立てております。

この「社会的・職業的自立を支援」におきまして、「こども大綱」では打ち出されましたが、この子供・若者計画で言及がないものとしたしましては、まずは、「3 様々な就業支援」の部分に当たるかと思います。「職業意識の形成支援」や「リ・スキリング」といった内容です。

「参考資料 こども大綱に記載のある主なトピック」の2枚目、「No. 10 職業意識の形成支援」を御覧ください。スライドでは、207枚目になります。

「職業意識の形成支援」につきましては、「こども大綱」では「2 ライフステージ別の重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「職業教育の質の向上を図り、多くの専門人材を育成する教育の推進を図るため、専修学校専門課程のうち、特に職業に関連した企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育を行っている職業実践専門課程に対し、補助を実施しています。」でございます。

続きまして、「No. 11 リ・スキリング」を御覧ください。

これにつきましても同様に、「こども大綱」では「2 ライフステージ別の重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「社会人の学び直しをサポートするリカレント教育のポータルサイト、『東京リカレントナビ』を運用しています。」、また、『東京リカレントナビ』では、分野ごとに専門家がわかりやすく解説する“ミニッツ動画”、学び直しを始めた先輩たちの声など、学ぶ意欲を高めてくれる記事や、東京都や大学等が実施する様々な講座情報等を掲載しています。」でございます。

続きまして、同様に「こども大綱」に打ち出されましたが、この子供・若者計画で言及がないものとしたしましては、「4 社会生活において必要な知識の付与」の部分に当たるかと思えます。「金融リテラシー」といった内容です。

参考資料の1枚目、「No. 7 金融リテラシー」を御覧ください。

「金融リテラシー」につきましては、「こども大綱」では「2 ライフステージ別の重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「ライフスタイルの多様化や、成年年齢の引下げ、長寿化などを背景に、一人ひとりの方が金融リテラシーを身につける必要性が高まっています。金融経済教育の拡充を支援するため、若年層をはじめとした様々な世代を対象にしたセミナー等を実施しています。」でございます。

説明は以上でございます。

○土井部会長 ありがとうございます。

先ほど話していた「リ・スキリング」は、こちらに入ることでした。

それでは、「社会的・職業的自立を支援」につきまして御説明いただきましたので、委員の皆様から御意見等がありましたらよろしく願いいたします。

ここの冒頭の宣言文みたいなのところも、私はとても引っかけたんですが。

先ほどの「権利の主体」の話ではないですが、これを読むと、「少子化の進行や今後の

人口減少による労働力不足」に対して、若者が駒として使われているような書き方になっていますので、ちょっとまずいなと思います。

「若者が大事なのはいつの時代も同じなんだけれども、特に今においてはこうですね」のようにしないと。

この書き方だと、「上の世代のツケを子供たちに押しつける」ように読めるので。

井利委員、どうぞ。

○井利委員 「障害者就労」や「ソーシャルファーム」といったものは、別枠ですか。

障害のある方たちの職業的自立の支援というのは、別立てであるのかなと思ひまして。

○事務局 「基本方針Ⅱ」の1に、「3 障害のある子供・若者への支援」がございまして、こちらにまとめて掲載しております。

○土井部会長 今おっしゃっていたところは、子供の支援ですね。

○事務局 「子供・若者への支援」で現計画はつくっています。

○井利委員 分けていくのも大事なかもしれませんが、どうなんだろう？

でも、一緒だという感覚を出したいというか。

○土井部会長 出していいかで考えれば、そうですね。

要するに、ユニバーサルデザインで。

○井利委員 ユニバーサルデザインで行くのなら、一緒に。

「何で分けてしまうのか」という感覚があります。

○土井部会長 それはインクルーシブもそうでして、北欧型は載せていきますが、日本は「分ける」というか。みんな同じようにやって、特に足りない部分は載せていくという発想で、本当は行かないといけないと思うんです。分けてやっていくのではなくて。

○井利委員 そうそう。

ここでもう、分けてしまっていること自体が違うんだぞ、と思ったりするんです。

○山本若年支援課長 子供・若者計画の「基本方針Ⅱ」で、困難を抱える子供・若者への支援というパートで特出ししています。

○井利委員 載せていく形なら、ここに一言書いておくべきかなと思うんです。

○土井部会長 そうですね。別ではないんだよ、と。

○井利委員 そこにまた載せていくという体制であればいいけれども、こちらに何も書いていないと、単に「分けられた」という感じがすると思います。

○土井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

小西委員、お願いします。

○小西委員 「4 社会生活において必要な知識の付与」に関してですが。

下のほうに、「インターネットやスマートフォン利用に関するトラブルなどを防止し、サイバー犯罪などの注意喚起を行います」と書いてありますが、

やはり、若者がSNSを利用した形で、闇バイトなどに関わって、「匿名・流動型犯罪グループ」に加担してしまうような事例があるので、SNSを通じた犯罪への関与・加担についての理解を促進していくようなことについても、触れたほうがいいんじゃないかと思います。

○土井部会長 私も、そこは、意見として書きました。

今の文案だと、サイバー犯罪として被害者になることしかイメージをしていないので、加害者になってしまうケースが今は結構あるわけだから、そちらも盛り込んで書かないとまずいですよね。

「加害者にもならない、被害者にもならない」ということです。

○小西委員 そうですね。

○土井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

堀委員、お願いします。

○堀委員 先ほど、土井先生と小西先生がおっしゃっていた、「若者を主語にして書く」ことですが、ここはすごく難しい部分があると思いました。

よい代替案はないのですが、時代の変化により記述に違和感があることは事実なので、内容を大きく変えるというより、書きぶりを変えるということが重要かと思います。

そのときには、やはり、「若者自身のキャリア形成を支援する」というようなニュアンスで書いていただくことが重要です。「パターンリスティック」な書き方がある程度はしないといけないとは思いますが、あくまでも若者が自分の将来を考えて、自らキャリア形成をしていくという環境を整えるという形で、書きぶりを少しずつ直していただけるとありがたいと思います。

あとは、時代の変化は速いのでどんどん変わっていく、例えば、勤労観、職業観という言い方を最近は全然していないなと思ったりしましたので、少しずつアップデートをして、内容を充実させていただけると助かります。

○土井部会長 注意喚起ももちろん必要なんだけど、キャリアのために正しく使えるような知識を支援するとか、多分そういう感じですよ。

○堀委員 そうですね。

ただ、今は「何が正しいか」というのがすごく揺らいでいる感じなので、そこが難しいなあという。

昔みたいに、日本型雇用がしっかりあるという時代でもないですし、今は景気もいいので、若者の意識もバブルっぽくなってきていることは事実ですので、数年もつような記述を書くというのは、やはり難しいなと思っています。

事務局にぜひ御検討いただければと思います。

○土井部会長 だからこそ、「主体性」が大切なんですよ。

○堀委員 そうです。

○土井部会長 自ら意欲を持って、自ら学んでということですよ。

○堀委員 そうです。自分で組み立てていけないといけないので。

「キャリア自律」的な話になってしまう部分もあると思うのですが、よろしくお願いします。

○土井部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしければ、時間も押していますので、次に行きたいと思います。

それでは、「基本方針Ⅰ」の4つ目、「学びの機会の確保」を御審議いただきたいと思っています。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「資料2 東京都子供・若者計画（第2期）」の37ページを御覧ください。スライドでは、46枚目になります。

ここでは、「学びの機会の確保」としまして、「1 就園・就学支援」、「2 様々な学習支援」という項目を立てております。

この「学びの機会の確保」におきましては、「こども大綱」では打ち出されましたが、この子供・若者計画で言及がないというものは、ございませんでした。

説明は以上でございます。

○土井部会長 ありがとうございます。

それでは、「学びの機会の確保」につきまして御説明いただきましたので、委員の皆様から御意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

私から、またしょっぱな部分ですが。

先ほど、堀さんがおっしゃったように、主体的であること自体が問われています。

ですので、現計画では、例えば、「学ぶ意欲のある全ての子供・若者」と書いてあるのですが、そうすると、「学ぶ意欲がない人」は無視されてしまっているんですよ。

むしろ、「いかに学ぶ意欲を持てるか」という、その環境づくりが必要だと思うので、「生涯にわたって学び続ける意欲を涵養できるような機会を提供していく」という書きぶりが必要かと思います。

それは、ほかの支援のところもそうですが、例えば、「1 就園・就学支援」のところには「意欲ある全ての生徒及び学生が安心して教育を受けられるよう」と書かれています。

もちろんそのとおりですが、いろいろな社会環境あるいは家庭環境の中で、そもそも意欲を持てない子がいる。そのところへの支援が必要なのだから、例えば、「全ての生徒及び学生が、積極的に教育を受けたいという意欲を育むとともに」と書いて、そこを支援しなければいけない、補わなければいけないと思います。

井利委員、どうぞ。

○井利委員 子供の権利などだと、“学び”と“遊び”はいつも並行しています。学ぶ意欲を出すには遊ぶことが必要だということで、“遊ぶ”ということを全然書いていないんですが、すごく大事だと思うので、そこを入れられないかなと思います。

意欲というのは、やはり、両輪のようにあって意欲が出るといいますので、「学ぶ意欲を出せと言われてもね」といいますか。

○土井部会長 最近は「体験格差」ということがよく言われます。体験をする中で意欲というのは芽生えてくるんですが、そもそも、いろいろな体験を持てない子がいるので、そうすると、意欲を持ちようがないんです。

○井利委員 遊べていない子供たちは、意欲を持ちようがないですね。

その状態で、学業だけに進んでいける子はいいかもしれないですが、そうでない子もたくさんいますので。

ただ、いろいろなことに意欲を持つための遊びが足りないのですが、その遊ぶ権利が保障されていないといえますか、今は、原っぱもないし、公園ではボール遊びをしてはいけないし、どこも遊ぶ場所がないみたいなこともありますので、そこについては、も

う少し載せてほしいです。

○土井部会長 あとは、家庭の経済状況、例えば、修学旅行に行けない、旅行に行けないとかがあると、意欲が持てないですね。

実際に、いろいろと施策をやっていらっしゃるはずなので、それらをぜひ書き込んでいただいたほうがいいかなと思います。「意欲の涵養を支援する」みたいなことは、書き込んだほうがいいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 「1 就園・就学支援」のところでは。

恐らく、書かれるとは思いますが、やはり、所得制限なく、公立・私立高校等の授業料の実質無料化があったり、あるいは、私立中学校の授業料も所得制限なく支援したり、さらに、都立大の授業料についても所得制限なく実質無償化していくということは、子供・若者を主体に考えれば当然のことです。

「所得があるのは親であって、本人はない」ので、そういう場合に、所得制限なく学びの機会を平等にするというのはすごく重要だと思うので、その点は記載していく必要があらうかと思います。

○土井部会長 ここまでよろしいでしょうか。「基本方針Ⅰ」の全体を通して、何か言い残したことはないでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。

続きまして、第3章の「基本方針Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」についてです。

1つ目の、「家庭の養育力・教育力の向上」から御審議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「資料2 東京都子供・若者計画（第2期）」の101ページ及び102

ページを御覧ください。スライドでは、110 枚目と 111 枚目になります。

ここでは、「家庭の養育力・教育力の向上」としまして、「1 子育て支援の充実」、「2 家庭教育への支援」という項目を立てております。

この「家庭の養育力・教育力の向上」におきまして、「こども大綱」では打ち出されましたが、この子供・若者計画で言及がないものとしたしましては、まずは、「1 子育て支援の充実」の部分に当たるかと思います。「プレコンセプションケア」、「子育て支援や教育に関する経済的負担の軽減」や「男性の家事・子育てへの意識改革、主体的な参画」といった内容です。

「参考資料 こども大綱に記載のある主なトピック」の 1 枚目、「No. 4 プレコンセプションケア」を御覧ください。スライドでは、206 枚目になります。

「プレコンセプションケア」につきましては、「こども大綱」では「1 ライフステージを通した重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行えるような取組」としまして「年代や性別ごとのニーズを踏まえた動画を作成」と、「講座『TOKYOプレコンゼミ』を開催し、『プレコンセプションケア』、『男性を含む不妊』、『妊娠・出産前のヘルスチェック』等について解説するとともに、同講座受講者のうち希望者に対し、AMH検査等の費用の助成」をしているとのことでございます。

続きまして、参考資料の 2 枚目、「No. 12 子育て支援や教育に関する経済的負担の軽減」を御覧ください。

こちらにつきましては、「こども大綱」では「3 子育て当事者への支援に関する重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0 歳から 18 歳までの全ての子供に月額 5000 円を支給する、“018 サポート”を令和 5 年度より実施しています。」でございます。

続きまして、「No. 13 男性の家事・子育てへの意識改革、主体的な参画」を御覧ください。

これにつきましても同様に、「こども大綱」では「3 子育て当事者への支援に関する重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、まず、「子育て中の夫婦、企業経営者・マネジメント層、若者から親世代までのあらゆる都民を対象に、Webサイト『TEAM家事・育児』をはじめ、多様な媒体を活用し、普及啓発のメッセージを発信しております。男性の家事・育児参画に向け、社会全体のマインドチェンジを促します。」としまして「Webサイト『TEAM家事・育児』で、男性の家事・育児を応援する様々な役立つ情報の発信」などをしております。

また、「育児休業の愛称『育業』の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず、望む人の誰もが『育業』できる社会の、気運の醸成に取り組む」とともに、「『育業』の推進を契機として、夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にした多様な働き方を推進しています。」とのことでございます。

説明は以上でございます。

○土井部会長 ありがとうございます。

それでは、「家庭の養育力・教育力の向上」につきまして御説明いただきましたので、委員の皆様から御意見等がありましたらよろしく願いいたします。

井利委員、どうぞ。

○井利委員 「基本方針Ⅲ」では「環境整備」と言っているのですが、実際に何をどうするのかということが、さっぱり分かりません。

単に「応援していく」みたいな感じになっているので、もう少し具体的に、地域社会においては、例えば、いろいろな児童相談所や福祉施設、里親、子供食堂、子育て支援施設や保育所といった、子供の子育てに関係する方たちが切れ目なく重層的に関わる、何かそういうものを。

今、「地域で重層的支援をやれ」と言っているので、そういうことを進めていくと計画の中に書いてもいいのではないのでしょうか。

官民連携とか、いろいろな居場所と重層にということでした、ここにも「重層的に支援し」とは書いてあるんですが、これではすごく弱いなと思うんですが。

○土井部会長 それも踏まえてですが、やはり、宣言のところの書き方が、私は引っかかっています。

「家庭、学校、地域が」と最初に書いてありますが、この順番が逆ではないかと思うんです。東京都がつくる計画だから、本来ならば「地域、学校、家庭が」ではないかと思うんですよね。

○井利委員 なるほど。

まだまだ、「家庭がやれ」みたいな空気があると。

○土井部会長 最初に「家庭」が来ているのが、やはり違うのではないかと思います。

○井利委員 「もっと地域でやるんだ」ということですかね。

○土井部会長 「地域でやり、学校でやり、それから家庭がある」と、持っていけないのかなと思いますがね。

ほかにはいかがでしょうか。

新保委員、お願いします。

○新保委員 「1 子育て支援の充実」のところで、下から、丸2つぐらいのところですが。

既に「子供家庭支援センター」を、東京都が区などの自治体と一緒にあってつくっていると思うので、ここに書いてある「子育て世代包括支援センター」というのは、少し古くなったと思います。

だからこれを、新しい言葉と新しい仕組みにして、「母子保健と子供の福祉が一緒になってやっていきましょう」と。

そして、「妊娠期から」と書いてありますが、多分、「妊娠期の前から」のイメージだと思いますので、その辺りを書き直したほうがいいかなという意見でございます。

○土井部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしければ、時間も押していますので、次に行きたいと思います。

それでは、「基本方針Ⅲ」の2つ目、「学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成」を御審議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「資料2 東京都子供・若者計画（第2期）」の110ページ及び111ページを御覧ください。スライドでは、119枚目と120枚目になります。

ここでは、「学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成」としまして、「1 開かれた学校づくり」、「2 放課後の居場所づくり」、「3 地域における多様な活動の展開」という項目を立てております。

この「学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成」におきましては、「こども大綱」では打ち出されましたが、この子供・若者計画で言及がないというものはございませんでした。

説明は以上でございます。

○土井部会長 ありがとうございます。

それでは、「学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成」につきまして御説明いただきましたので、委員の皆様から御意見等がありましたらよろしく願いいたします。

井利委員、どうぞ。

○井利委員 「2 放課後の居場所づくり」のところで、「放課後等デイサービス」が抜けているんです。

これは、発達に障害のある子が行けるところですが、そういうことも抜けてしまっ

いるなど。

「学童クラブ」とは別に、「放課後等デイサービス」を今やられていると思うんですが、障害のある子供たちが行けるところも、障害で区切らないで一緒に並列してある程度書いていったほうが、方針としてはいいのかなと思いました。

あとは、教員の忙しさ、大変さをどうするかというのが相変わらずあります。ゆとりがないので、なかなか大変になっているのではと思います。

○土井部会長 ほかにはいかがでしょうか。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 「2 放課後の居場所づくり」のところですが。

なかなか監督の目が行き届かないということで、いろいろなトラブルが起きているのですが、これについてはどうしたらいいのですかね。

○土井部会長 それは、「支援員に対する監督の目」ということですか。

○杉浦委員 「支援員が子供たちを余り見ていない」ということです。

そういう中で、いじめが起こっているみたいな相談がよくあるので、「取りあえず居場所だけつくっておく」では足りないかなと思うんです。

ただ、ここに書くべきかどうかという。

○井利委員 みんなだったら、やはり、質の向上、待遇改善が必要だと思います。

○土井部会長 ぎりぎりで行っているからね。まあでも、これを見ると、都が経済的支援をしているんですよね。そうすると、もう少しきめ細やかな活動ができるような支援を、充実させていくとか、何かあったほうがいいのかもしいですね。

○事務局 指導員への支援や教育がどういうふうになされているかということは、福祉局のほうへ確認させていただきます。

○土井部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

あとで戻ってきてもいいので、時間が過ぎてしまっておりますので、次に行きたいと思います。

それでは、「基本方針Ⅲ」の3つ目、「子供・若者の育成環境の整備」を御審議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「資料2 東京都子供・若者計画（第2期）」の114ページ及び115ページを御覧ください。スライドでは、123枚目と124枚目になります。

ここでは、「子供・若者の育成環境の整備」としまして、「1 地域における子供の安全対策」、「2 社会環境の健全化の推進」、「3 若者自立支援の総合的な展開」という項目を立てております。

この「子供・若者の育成環境の整備」におきまして、「こども大綱」では打ち出されましたが、この子供・若者計画で言及がないものとしたしましては、「1 地域における子供の安全対策」の部分に当たるかと思います。「チャイルド・デス・レビュー」といった内容です。

お手数ですが、「参考資料 こども大綱に記載のある主なトピック」の1枚目、「No. 6 チャイルド・デス・レビュー」を御覧ください。スライドでは、206枚目になります。

「チャイルド・デス・レビュー」につきましては、「こども大綱」では「1 ライフステージを通した重要事項」に記載がございます。

「関連する都の取組」といたしましては、「子供の死亡事例について、関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報の収集、予防可能な要因の検証、効果的な予防策の提言を実施しています。」でございます。

説明は以上でございます。

○土井部会長 ありがとうございます。

それでは、「子供・若者の育成環境の整備」につきまして御説明いただきましたので、

委員の皆様から御意見等がありましたらよろしく願いいたします。

小西委員、どうぞ。

○小西委員 1点目は少し長いのですが。

自転車の安全利用というのは、ちょうど今年、道交法が改正されて、スマートフォンを利用しながらの自転車の運転も犯罪化されましたし、自転車の道交法違反でも交通反則通告制度の対象とし、対象者を「16歳以上の者」としました。

ですので、自転車の運転については、交通法規にのっとった利用についても講習で重視する必要があると思いました。

2点目は、「インターネットの適正な利用を推進するため」というところです。「携帯電話やスマートフォン」と書いてありますが、「携帯電話」を記載する必要はないかなと。

○土井部会長 必要ないですね。

○小西委員 あとは、「スマートフォン、スマートフォンのアプリケーション等を推奨する制度」と書いてありますが、これは具体的にどういうものでしょうか。

○事務局 こちらは、「青少年のスマートフォン所持率が増加傾向にあつて、スマートフォン利用の低年齢化も進んでいる中、利用に伴って、青少年の判断能力の未熟さに付け込まれ、被害やトラブルに遭ってしまうことが問題になっている」ということで、アプリケーションを製作する事業者の皆様から、インターネット上の有害な働きかけ等から青少年を守るアプリケーションを募集しております。

こちらは、申請を受け付けましたあとに、要件を満たす事業者さんとアプリケーションを、実際にホームページに記載しております。

様々な認定されたアプリケーションと事業者さんを公表して、積極的に周知をして、こういった安全なアプリケーションがあるということを制度として周知させていただいております。

○小西委員 「スマートフォン、スマートフォンのアプリケーション等を推奨する制度」と書かれていますが、前半の「スマートフォンを推奨する制度」というのは、「この会社のスマートフォンがいいですよ」といったこともあるのですか。

○事務局 すみません、そこまで細かく調べていないのですが。

いわゆる、スマートフォン自体に、はじめからアプリケーションが入っていたり、あとは、アプリケーション自体をほかのものに搭載できるといったようなことではないかと思いますが。

○小西委員 なるほど。

都として、「このスマートフォンがいい」というのがあるのかと思ったんですが、そういうことよりも、むしろアプリのほうをメインで、ということですね。

○事務局 そうですね。

ただ、例えば少し古いですが、「みまもりケータイ、S o f t B a n k 005Z」という機種を指定しておりますので、携帯やアプリケーションといったものについて御申請いただいて、推奨しているというような取組でございます。

○小西委員 分かりました。

○土井部会長 ここは形容詞が落ちてしまっているから、「安全なアプリケーション」のように書かないと、何のアプリケーションかが分からないですね。

○小西委員 そこのところを、工夫して書かれたほうが、より分かりやすいかと思います。

○事務局 そうですね。ありがとうございます。

○新保委員 今の情報は、どうやって公表しているんですか。「このアプリケーションを使うと安全だよ」ということを、どうやって子供・若者たちに伝わるようにしているのでしょうか。

○事務局 私もそこまで詳しくないのですが、たしか、パンフレットやリーフレットを

つくって、周知しているかと。

ホームページにはもちろん載せていますが。

○新保委員 そうですか。

その情報にアクセスしやすくなるような何か仕組みがあるといいなと、聞きながら思いました。

○事務局 そういったところも、確認させていただきます。

○新保委員 きっと、みんな無償で使わせてもらっているんですよね。

○事務局 無償と言いますと？

○新保委員 アプリケーションを。

携帯電話の会社だったら、そこが、会社のためにつくるでしょうが、個人で頑張っているようなところがあったりすると、多分お金を少し払ったほうが長続きするかなという気もしますが。

全部、ただで使えるものだけを紹介している感じでしょうか。

○事務局 有償か無償かのところまでは、確認できていなかったのも、申しわけございません。

○新保委員 それこそコンテストをやって、物すごく安全なアプリをつくったところには、都知事表彰をするとか、ここの部会長表彰をするとか。

自分ではつukれないので、そんなことができるといいかと思いました。

○土井部会長 ほかにいかがでしょうか。

井利委員、どうぞ。

○井利委員 「チャイルド・デス・レビュー」のところで、自殺対策について、「こども大綱」にはありますが、子供・若者計画とこちらのほうでそれを載せている部分というのはどこですか。

○事務局 自殺対策は、「基本方針Ⅱ」のところに特出しして載せてございます。

○井利委員 すごく大きな問題であると思っています。

あとは、独居で亡くなっていく若者が、非常に増えていますよね。令和6年1月から3月、暫定で511人だそうです。十代から三十代で、独居で亡くなるという、いわゆる、孤立・孤独の問題は非常に大きいと思うんですが。

それをどこに入れるのか、それについて都では何かやっているのかは、ちょっと分かりませんが。

○事務局 東京都では、保健医療局のほうで「東京都自殺総合対策計画」というのをつくって、自殺対策には力を入れて取り組んでおります。

○井利委員 そうですね。

あとは、独りで亡くなっていく若者がこんなにいるということで、どういう社会なんだという感じがします。

ですので、そこをどうしたらいいのかということについても。

まあ、孤独・孤立問題の中に入れると、これは老人の孤立・孤独みたいになっていますが、実は若者もそういう状態になりつつあるという意識を持って、取り組まないといけないとは思いますが。

○土井部会長 相談ができないんですよね。

○井利委員 相談ができない。

多分、引きこもったまま亡くなるような人が、とても多いのではないかと思います。

○杉浦委員 2のところと3のところに関係あるんですが。

今さらもう、どうにもならないかもしれないんですが。

昔ですと、子供たちの親が、ほかの子供と親の関係を知っていて声をかけられるとか、子供が、街で見たときに「誰々ちゃんがあそこにいたよ」と親に話したりとか、地域で

助けたり声をかけたりみたいなことができたんだけど、もう今は名簿もなくなったし、電話も教えないし、ネットワークが切られてしまっています。

本当は、地域の力というのは、活かせばありそうだと思うんですが、もうこれは、どうにも回復できないものなんじゃないかな。

昔、小学校で名簿をつくらなくなっていて、学校の中で女の子がナイフで人を刺してしまうといった事件がいっぱい起きたときに、「もう地域で守るしかないから」といって、みんなで電話番号を教え合って「ネットワークをつくりましょう」みたいな話をしたら、お母さんたちは「それが欲しかったの」と言って、名簿をつくりそうになったんです。

ただ、学校からすぐに横やりが入って、「プライバシーの問題があるから、そういうのはやめてください」と言われてしまったことがありました。

そういう、地域の力というのがすごくそがれてしまって、今となっては、何とも手がつけられないのかなと思い、とても残念な気がします。

○井利委員 昔は、井戸端会議とかがあったけれども、そういうのがなくなって、人為的に居場所をつくっていかないという時代に突入しているので、どうやって地域にそういう居場所をつくっていくかという話になっていると思うんです。

○土井部会長 だからこそ、支援団体のウエートが高まっているんです。

昔、一時期やっていたものが今はできなくなっているから、そこをいろいろな支援団体が引き受けざるを得なくなっているんですよね。

○井利委員 ただ、支援団体は、みんな貧乏なんです。

○土井部会長 そこは、東京都がきちんと支援すると。

この3の箇所は、先ほどから問題になっている、権利主体としての子供・若者として、一番引っかかるところだと思うんです。

一番「パターナリスティック」なところなので、どういう書きぶりにするかなと気に

はなっているんです。

例えば、「夜間外出を制限する」、これは大人から見れば権利侵害ですよ。子供だから制限するわけですよ。

この前、ネーミングが変わったみたいですが、いわゆる「不健全な図書類の規制」とか、これはパターンナリズムなわけです。

だから、子供を権利主体として見た場合に、そういうのが必要なのは分かるんですが、「何時までにする」といったことについて、それこそ子供の「意見表明権」というか、子供の意見、若者の意見がある程度は聴きながらそういうのは考えるというふうになしないと、「子供の意見を聴け」と言っておきながら、一方的に大人が「これはだめ」とやるのは、ずるいかなという気がしなくはないんですよ。

杉浦さんは、どう思われますか。

夜間の外出制限など、どうやって子供の意見を聴いたらいいかというのは難しいと思うんですが。

○杉浦委員 やはり、子供の意見を聴いて、子供がある程度納得するのであれば、多分「仕方がないかな」と思うのだろうと。上から「これはだめ」と言うのは、多分だめだと思いますので、子供に納得を促すという意味で、考える情報を与えて意見を出してもらうシステムが必要ですよ。

多分全員の子供に聴くのではないだろうから、その辺は難しいと思うんですが。

○土井部会長 だから、何かシステムがあればいいんですよ。

システムが回っていますよということを見せられればいいんですよ。

それこそ、子供会議みたいなものがあって、「そこで決めました」というのがあれば、一応、大義名分が立つかなと。

○杉浦委員 子供たちが声を出せるようなシステムをつくっておいて、メールや LINE で出せるとか、そういうチャンスを与えることが必要ですよ。

○土井部会長 多分、先ほどの「校則の見直し」と、これは関連してきますよね。

こちらも、「大人が決めて、子供に従わせるものではないんだ」ということは共通していますので。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、「基本方針Ⅲ」の全体を通して、何か言い残したことはないでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の審議事項は終わりになります。

次回は、困難を抱える若者からのヒアリング結果及び結果を踏まえた目標数値の設定について、さらに、第3章の「基本方針Ⅱ」と第4章の残りの部分について、御審議をいただくことになります。引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、事務局から御連絡がありますので、よろしくお願いいたします。

○山本若年支援課長 ありがとうございました。

第4回若年支援部会につきましては、今後日程調整を改めてさせていただきまして、決まり次第、開催日程を御連絡したいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○土肥部会長 20分オーバーしてしまいましたが、以上をもちまして、本日の若年支援部会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時50分閉会